

国保特集

国民健康保険のお知らせ

正しく納めて、正しく使いましょ

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした公的医療保険制度です。医療機関で国民健康保険被保険者証（以下、保険証）を提示すれば、一定割合の自己負担で診察や治療を受けることができます。また、状況に応じた様々な給付制度もあります。ここでは、今年12月に新しくなる保険証のことや、各種給付制度についてお知らせします。

※今後予定されている医療制度の改正に伴い、お知らせしている内容が変更されることがありますが、詳細が決まり次第、本紙および市のホームページ（アドレスはページ下参照）などでご案内します

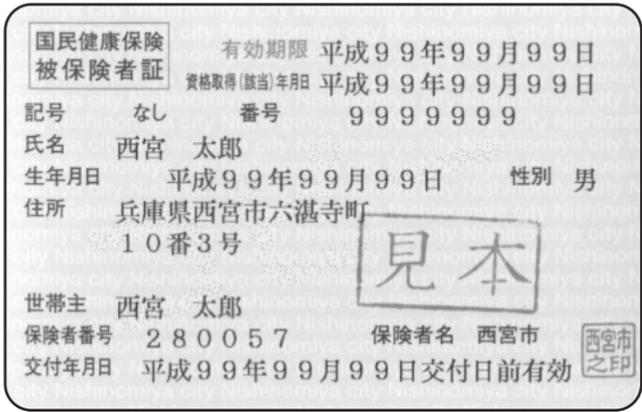
①新しい保険証について

世帯主あてにお送りします

新しい保険証は、今までと同紙カード様式で、1人1枚です。

色が現在の「薄紫色」から、「空色」に変わります。

保険料を滞納していない世帯には、新しい保険証を11月中旬に配達記録郵便で世帯主あてにまとめて郵送します。受け取りの際には印鑑が必要です。不在の場合はお届けできませんので、郵便局に再配達を依頼するか、郵便局窓口で直接受け取ってください。



- ◆有効期限と色以外は今までの保険証と同じです
- ◆市の国民健康保険グループから《国民健康保険被保険者証（保険証）在中》と書かれた横長の封筒が配達記録郵便で届きます

②加入・脱退の手続きについて

日本では、すべての人が安心して生活できるように、国民皆保険制度（国民全員が何らかの健康保険に加入する制度）がとられています。次の①から③の人以外は、原則として住所地の国民健康保険（以下、国保）に加入しなければなりません。

- ①全国健康保険協会管掌健康保険（旧政府管掌健康保険）や健康保険組合、各種共済組合などの勤務先の健康保険に加入している人
- ②勤務先を退職し、①の任意継続被保険者になっている人
- ③長寿（後期高齢者）医療制度に加入している人

納付相談会について

保険料を滞納しているため、保険証を郵送できない世帯を対象に、納付相談会を開催します。対象の世帯には事前に文書で連絡します。

期間は11月25日から12月2日までの午前9時半から午後5時まで。会場は市役所本庁舎2階252会議室です（土・日曜は、本庁舎の入口は正面玄関のみです。ご注意ください）。

なお、期間中に来られない人は、祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時半までに、国民健康保険の窓口（市役所本庁舎1階）まで来てくださいます。

保険証の有効期限について

お手元に保険証が届いたら、まず「交付日前有効」の記載の有無について確認してください。記載のあるものはお手元に届いた日から、それ以外は12月1日から使用できます（現在の保険証は11月30日までしか使えません）。

6・7面

問合せ先

- ①新しい保険証について ↓国民健康保険グループ（0798・35・3117）
 - ②加入脱退の手続きについて ↓国民健康保険グループ（0798・35・3117）
 - ③保険料の納付について ↓国保収納グループ（0798・35・3156）
 - ④国民健康保険で受けられる給付について ↓国民健康保険グループ（0798・35・3120）
- 特定健康診査・特定保健指導の計画や受診券について ↓国民健康保険グループ（0798・35・3115）
- ※年内は窓口や電話の混雑が予想されます。ご了承ください

③保険料の納付について

なお、国保とその他の健康保険は同時に加入することができませんので、新たに勤務先の健康保険に加入した場合は、すみやかに国保を脱退し、保険証を返却してください。

これらの手続きについては、勤務先等では行われません。左表の事実が発生した日から14日以内に、国民健康保険グループまたは各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションに届け出てください（事前に手続きをすることはできません）。

納付書について

今年度から第1期（6月支払）分から第10期（来年3月支払）分までの納付書を6月にまとめてお送りしています。

このたびは保険料を納付したすべての世帯を対象に、1年間の納付額を記載した納付確認書を送付することにしました。

平成20年中の納付額を記載した納付確認書は、来年1月下旬にお送りします。

納付確認書を送ります

このたびは保険料を納付したすべての世帯を対象に、1年間の納付額を記載した納付確認書を送付することにしました。

平成20年中の納付額を記載した納付確認書は、来年1月下旬にお送りします。

不審電話にご注意を!!

7月以降、保険料や高額療養費の還付の話をもちかけ、言葉巧みに銀行などのATMに誘導しお金を振り込ませる、「振り込め詐欺」と思われる不審電話の通報が相次いでいます。市役所から還付手続きのためにATM操作をお願いすることは、絶対にありません。

万が一、このような不審な電話があっても、お金を振り込んだり、口座番号を教えたりしないようにしてください。

口座振替をご利用ください

つい忘れがちな保険料の納付には、便利な口座振替をぜひご利用ください。手続きは、預貯金口座のある金融機関または、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で行うことができます。

手続きに必要なものは、預貯金通帳、預貯金通帳の届出印、世帯主の認印、保険証・納付書など被保険者証番号が分かるもの、口座振替申込書（市内の金融機関などに常備）です。

国民健康保険 Q & A

国民健康保険の加入・脱退に伴う手続きなどについて、よくある質問をまとめました。

- Q1 保険料は加入したらすぐに支払わなければいけませんか？
- A1 加入手続きをした翌月に保険料決定通知書と納付書を送付します。納付書に記載している期日までに納めてください。
- Q2 11月中に就職します。すぐに脱退の手続きをする予定ですが、保険料はいつまで払えばよいのですか？
- A2 月の途中で脱退した場合、その月の保険料はかかりません。保険料を月割で精算する際、今回のケースなら11月は加入月数には含まれません。ただし、保険料は通常6月から翌年3月まで10回に分けて納めていただくことが多く、1回の支払額は月割の保険料の額ではありませんので、脱退した月の翌月に精算のための納付書を送ることがあります。
- Q3 加入手続き後、保険証を受け取りましたが、家族の有効期限が異なっているのはなぜですか？
- A3 通常、保険証の有効期間は12月1日から翌年の11月30日までです。この有効期間の間に、一定の年齢に到達する場合、その翌月（誕生日が1日の場合はその月）から保険証が切り替わるため、有効期間が短くなる場合があります。
- 考えられる主なケースは次の2つですが、いずれの場合も、有効期限が切れないうちに新たな保険証を送付します。
- 【ケース1】65歳になる人で、年金を受給しており、一定期間、国民年金を除く厚生年金などに加入していた人
- 【ケース2】75歳になり、長寿（後期高齢者）医療制度に移行する人